

開発行為許可通知書

第 1-5 号

住 所 徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境 36 番地 1
氏名又は名称 株式会社アルファード
及び代表者名 代表取締役 七條 政利

令和元年 8 月 1 日付で受付した開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により許可する。

令和元年 8 月 28 日

三木町長 伊 藤 良 春



許可の内容

開発区域に含まれる 地域の名称	木田郡三木町大字下高岡字塚脇 188 番 1、188 番 3
開発区域の面積	1,212.79 m ²
予定建築物の用途	一戸建ての住宅（4 棟）

(付記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。